

随意契約理由書

1 業 務 名	Hi-TeLus の共同利用に向けた開発業務
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	本業務は、Hi-TeLus の共同利用に向けて、必要なシステム開発を実施するものである。その円滑かつ効率的な実施のため、当社の業務、システム、データ等に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。 阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、阪神高速グループの各種システム群に係るネットワークの運用、維持及び管理を実施する業務の受託者であるとともに、本業務の対象となる Hi-TeLus を一から構築し、運用管理や改修を継続して担ってきたため、当該業務の遂行に必要なプログラムの開発・改善経緯や設計内容を熟知していることから、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。 よって、同者は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定により随意契約とする。
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定による。	